

浜田市移住・定住情報サイト「はまだぐらし」サポーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜田市（以下、「市」という。）に移住を検討する者（以下「移住検討者」という。）や、移住して間もない者（以下「移住者」という。）等に向けて、市における生活環境などの情報を発信することにより、移住者の拡大及び定着を図ることを目的として、浜田市移住・定住情報サイト「はまだぐらし」サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(対象者)

第2条 サポーターは、市内在住者とし、前条の目的に賛同する者とする。ただし、サポーターが18歳未満の場合は、保護者の同意を得た者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

(サポーターの役割等)

第3条 サポーターは、次の役割を担う。

(1) 浜田市移住・定住情報サイト「はまだぐらし」において、市の魅力等の発信の協力を努めること。

(2) 市等が行う移住・定住イベント等への協力を努めること。

2 サポーターの活動に対する報酬は、支給しない。

(登録)

第4条 サポーターへの登録を希望する者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、登録の可否を申請者に通知する。

(任期)

第5条 サポーターの任期は、登録承認から翌年度末までとする。ただし、任期満了までに継続の申し出がある場合は、任期をさらに2年間延長できることとし、以降も同様の扱いとする。

(登録削除)

第6条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、サポーターの登録を削除する。

(1) サポーターから登録辞退の申出があった場合

(2) 市長がサポーターとしてふさわしくないと判断した場合

(禁止)

第7条 サポーターは、その地位を営利、宗教又は政治活動の目的で使用してはならない。

(責任)

第8条 サポーターは、前条の規定に反してサポーター活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害を与えた場合は、当該サポーターがすべての責任を負うこととし、市は一

切の責任を負わないものとする。

(事務)

第9条 サポーターの事務処理は、定住関係人口推進課が行い、次の役割を担う。

- (1) サポーターの登録情報を適正に管理すること。
- (2) サポーターが情報発信しやすい環境を整備し、提供すること。
- (3) 移住者とのネットワークづくりに必要な情報及び手段を提供すること。

(守秘義務)

第10条 サポーターは、この要綱に基づく活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほかに必要なことは、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。